

393-756



東亞研究講座  
第四十七輯

支那の社會組織と家族制度

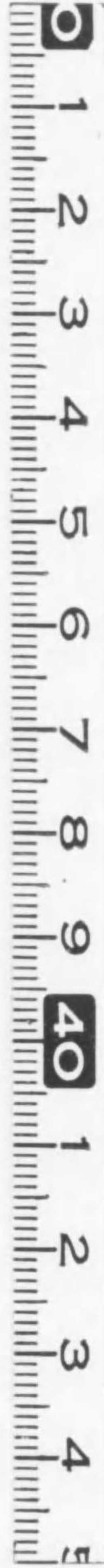
393

756

\*47

篤恒著

東亞研究會



始



393  
756  
口

内 容

|    |               |    |
|----|---------------|----|
| 一  | 緒 言           | 一  |
| 二  | 漢族の移住と農業の生育   | 五  |
| 三  | 農業の發達と治水の完成   | 一〇 |
| 四  | 氏族部落の獨存性解消    | 一三 |
| 五  | 勞働の強制と耕地の均分   | 一八 |
| 六  | 宗子受田と家族制度     | 二三 |
| 七  | 宗法と封建政權の保證    | 二六 |
| 八  | 貴族の凋落と新興地主階級  | 三〇 |
| 九  | 郡縣制度と君主專制政治   | 三六 |
| 十  | 宗法に固められる郷村自治  | 四〇 |
| 十一 | 商人及び手工業者の職業自治 | 四五 |



78W07916

## 支那の社會組織と家族制度

青 柳 篤 恒

### 一 緒 言

孫文は、支那人が家族制度を主とし民族精神の非常に少いことを深く憂ひ、「家族制度は封建的惡風である」とて、これが打破を叫んだ。實際に、敬宗と敬老の道德觀念が、支那家族制度の下に、族長の支配權を確保し、三綱五常の倫理觀念が、族長と族員の關係を、封建的隸屬關係に置き、族長の支配能力は、全く國家の支配能力を超越する。そして各地各別の傳統と習慣とは、必然的に家族制度の下に、封建的割據の局面を出現し、また存續せしむる。隨て封建勢力を驅逐し、傳統と舊權威を打倒すべしとの、國民革命の主張は、家族制度の存立を許さない。孫文が、之を以て封建的惡風として、排斥せる所以である。

しかし家族制度の打倒は、決して容易でない。長い間の傳統と習慣を有つ支那人は、自らの利権を保持するために、血縁關係を辿つて一族が結合し、それに依て、一切の外來勢力と拮抗することが、生活を維持する最好の方法であると教へられる。隨て彼等は、總ての外部の統制や干渉を極度に拒否する。自主若くは自制といふことが、人間社會の多くの問題の祕鑰であるといふ確信に依る。この觀念と確信に依て結ばれる一族の血縁的團體は、敬宗と敬老の道德觀念に依て、確保される族長の支配下に置かれるのである。古く三綱五常の倫理觀念、敬宗及び敬老の道德觀念が、高調され、一切の祖先崇拜の信仰が唱道された。「周禮」は、その系統を説明したものであり、孔孟の學説は、此の種の思想の代表的なものである。隨てその指導精神は、三綱五常であり、支配と被支配の關係は、隸屬的であり、血族同居を奨勵し、「五世周堂」の美德を賞する。

そして總ての強制力は、法律でなく、習慣である。その祖先から繼承して來た傳説に依て行動する。故に農村に於ては、鄉村自治が、異常な發展をなし都市に於ては、職業自治が、特殊の發展を遂げてゐる。かくて農民も、商工業者も、殆ど完全に政權機關の統制から離脱し、甚しきに至つては、刑事事件、納稅等の諸項まで、それぞれの自治團體に於ける習慣に依て決せられる。その他日

常一切の團體事務は、農村に於ては、族長會議（南方各省）、或は郷長會議（北部、中部各省）に依て處理され、また都市に於ては、大部分商工業者の各同業組合に依て處斷される。極めて殘酷な法律を以て、人民を威嚇し束縛する以外、政治的力は、社會の上層分子にしか及ばない。それは孫文の憂へた支那家族制度の所産である。

そうした支那の家族制度を、支持し存続せしむるものは、宗法である。宗法は四千年の昔、舜の五教に發し、三千年の過去である周に、完成したとの傳説を有ち、一族が祖先を共同にすることに依て結び着くのである。それは祖先崇拜の一族の血縁的團結としての支那家族制度に發展し、農村は此の一族の血縁的團結を以て、所謂鄉村自治を行ひ、商工業者も、さうした團結の轉化した同業者の團結を以て、職業自治を行ふのである。かくて支那では、農村自治體が、非常に強力であると共に、商工業者の同業組合が、特異の發達を遂げた。即ち農業者ギルド、商人ギルド及び工業者ギルドが、支那に根を深く卸したのである。その結果は、農民が、地域的に割據し、商工業者が、地域的且つ職業的に割據することゝなつた。それは一族としての共通利害を有ち同一地域の同業者としての共通利害を有つからである。隨て同族及び同業者は、共通利益を確保するために、強

烈なる排外心を有つのである。

その排外心が、偶々前清末葉以來、外來資本主義勢力の重壓に悩み、國家意識の生ずるに及んで、外國及び外國人排斥に變つて來た。支那人の有つ傳統と習慣に由る強烈なる排他的若くは排外的思想に、排日思想を刻みつけた教育の影響のあること、言ふまでもない。さうした同郷人の結合と異郷人の對立、同業者の結合と異業者の對立、また地域的な財閥及び政權の對立、更に排外運動、排日運動などは、宗法を存続せしむる支那社會組織の當然の歸結であり、傳統と習慣のみに生きる支那國民性の然らしむるところである。

南方經濟力が、自由且つ廣大なる市場の獲得を求め、國民黨の革命勢力を支援して、遂に滿蒙封建王國を崩壊に導き、近世的中央集權國家建設の緒に就いたが、未だ民族資本の發達程度が、國內に於ける地域的利害を解消するまでに至つてゐなかつたので、幾ばくもなく、南京政權を支援せる聯合財閥が利害の衝突から離散することゝなつた。即ち一時は、軍閥割據の局面打開や、所謂不平等條約廢除のスローガンに結び着けられた浙江、廣東、山西等の各財閥が、浙江財閥のみの財政資本獨占を排して、遂に南京政權から脱離してしまつた。

一九三〇年秋には、浙江財閥の支援を受ける蔣介石と山西財閥を代表する閻錫山との衝突となり、次いで一九三一年春は、廣東財閥の南京政府公債の投資と、廣東財閥を背後とする孫科の南京政府との絶縁となつた。こゝに軍閥政權の地域的存在と、財閥の郷土的對立の局面が再現して、統一支那建設の夢が破られたのである。支那人は、利益を度外視しての妥協には應じない。利害を共通にすることにのみ妥協する。一度び利害が、相反すれば直ちに分裂する。離合集散の基準は、常に利害である。此の利害を解消して、統一政權を樹立するまでに、民族資本が發達してゐない。隨てそこには舊態依然たる社會組織があり、排他的排外的なる支那國民性がある。

## 二 漢族の移住と農業の生育

民族の興亡盛衰に依て、支那史の時代を區分すれば、上古は、西紀前二百二十一年以前、漢族が支那を統一して、中央集權をなすに至れる漢族發育時代である。即ち西紀前二百二十一年には、秦が天下を併せ、三十六郡を置いた。次いで中古は、西紀前二百二十一年より、西紀一千二百六年に至る年代で、漢族が、支那本部を統一せしより文化進歩して、概ね漢族優勢時代である。即ち西紀

一千二百六十六年は蒙古の鐵木眞が成吉思汗を稱せし時である。近古は、西紀一千二百六十六年より、西紀千六百四十四年に至る年代で、蒙古族が、北部に勃興せしより、強盛時代を経て、治世一百六十二年、遂に元の順帝の時に至つて、都を棄て、亡び、明朝これに代つて立つに及んで、太祖は、漢族の主權を回復した後、種々復舊的な施設をした。爾來、歴代の治世に幾多の消長あつたが、滿族が、漸次漢族を壓して、西紀千六百四十四年遂にこれを滅ぼして、清朝政府を建つるに至つた時代である。近世は、清朝二百六十七年の繁榮を持續した後、遂に漢族のために壓倒され、こゝに清朝崩壊して、民國革命が成つた。しかし民國成立後、二十年を過ぎ、清朝最終の君主宣統帝は、本年三月九日、滿洲國執政として、新興國家の元首となつた。

各時代を通じて、漢族は支那の主要民族であつた。漢族は、本部に蔓延し、歴代の帝國は之に屬するところである。苗族を追ひたる漢族は、黃河流域に部落を營み、酋長を戴き、耕作の業に従事した。即ち漢族が、黃河流域に居を定めた當初は、統一した國家の如きものでなく、各處に散在する部落であつた。此の場合の部落の「部」は風族通、山澤「培」字の下に「部者阜之類也、今齊魯之間、田中少高邱處、名之爲部矣」とあり、また「落」は廣雅、譯詁二「落尻也」とあり、後漢

書、仇覽傳注「落居也」とある如く、部落は小高き丘に居を定め、天與の地域に據て、耕作に従事する氏族的集團を指すのである。それは原始的農業共同體が、土地の廣狹肥瘠に據て、農業に従事する村落であつた。

それ等の村落は、各個の氏族が共同生活を營むものであつた。傳説に、燧を鑽り火食することを教へ、金屬を以て器具を製することを按出したといふ燧人氏、佃漁牧畜を教へ、八卦を畫し、書契を作り、嫁娶の制を立てた伏羲氏、耕稼を教へ、醫藥を作り、日中市をなして有無を交易せしめた神農氏らを初めとし、軒轅氏（黃帝）、少昊金天氏、顓頊高陽氏、帝嚳高辛氏らに至るまで、悉く氏を以て呼ぶのである。「氏」はまた「部落」と同義に用ゐられた。即ち説文に「巴蜀名山岸脅之呂、旁著欲落隋者曰氏、氏崩、聲聞數百里」とある。これに依て、漢族が、黃河流域に定住生活を營み、農耕に從來するに當り、母系に結合する氏族制度の下に、各々一定の地域に集團生活をなし、一部落が、即ち一族であつたことが判かる。また傳説に現はれる神農氏、軒轅氏等は、多くの氏族中若くは村落中、最も強悍なものであつたと解せらる。

更に三皇五帝と稱せられる各氏族の治績の如き、固と全幅の信を置くことの出来ないは勿論で

あるが、草木鳥獸に依存する原始生活（註一）から、燧人氏が、燧を鑽り、火食することを教へ、伏羲氏が、佃漁牧畜を教へ、神農氏が、耕稼を教へ、軒轅氏が、養蠶、紡糸して衣服を作ることとを教へ、顓頊高陽氏が、曆の標準を定めたといふ傳説の如き、人類の地上生活に於ける發展徑路に符合するものである。燧人氏、伏羲氏、神農氏等の順位で、支配者が存在したといふ點には、後世の國家と主權者の觀念が、多分に織込まれてゐると言はねばならぬ。そして鮮卑は、軒轅氏の子、昌意に出で、匈奴は、皇后氏の裔、淳維に出で、羌は、神農氏に出づるとの傳説及び伏羲氏は、陳に都し、神農氏は曲阜に、軒轅氏は、有能（後に涿鹿）に、各都したことは、果して時間的に前後して存在したものか否かは多くの疑問が残されるが、少くともそれ等の氏族が、地域を異にして、發達したことは疑ふべくもない。

人間の生産技術が、極度に低く、自然に對して全く無力であつた場合は、地方的差異を無視し得るにしても、佃漁牧畜から耕稼に進み、更に養蠶、紡糸に發展した生産技術の發達程度に於ては、人間社會の發達段階を齊一に見ることが出来ない。地理的條件に依て、各個氏族が、異つた生産形態と、生産技術とを有つことになる。隨て伏羲、神農、軒轅の各氏族も、與へられたる地理的條件

の下に、異つた態様を以て、生産の發達を來たしたものと見る。此の生産發達の程度の差異から、各氏族部落間に於ける戰爭の新しい原因がつけられる。それは生産力發達の氏族に於ける奴隸獲得の必要である。即ち生産力の發達に従つて、各氏族成員がなすべき日々の労働量を増加され、新しい労働力の加入を必要とする。此の要求は、戰爭で敵を捕虜とし、奴隸として使役することに依て充たされるからである。

所謂軒轅氏の時代は、稍々進歩せる新石器が、發明された（註二）。こゝに武器と生産技術の進歩を招來した。かくて軒轅氏は神農氏、苗族の酋長蚩尤を伐ち、奴隸を獲得した。また漢族と、先住の苗族との間にも亦、戰爭が起つた。これ等の戰爭を通じて、軒轅氏に率ゐられる漢族の勢力は、漸次増大して來た。

（註一）禮記、禮運篇「昔者先王未有宮室、冬則居營窟、夏則居橧巢、未有火化、食草木之實、鳥獸之肉、飲其血、茹其毛、未有麻絲、衣其羽毛」

（註二）周書「神農作瓦器」と曰ひ、事物紀原「神農作甕」と曰ふ。總てを信じ難しとするも、紡織と陶器は新石器時代を特徴づけるものであり、神農氏を去る百五十年の軒轅氏の頃には漸次

新石器の使用に入れるものと解せられる。

### 三 農業の發達と治水の完成

黃帝軒轅氏の部落が、優勢であつた時代を轉期として、舊石器の使用から、徐々に新石器の使用に入つた。狩獵に依て、生活資料を得たものであるが、農業生産に、生活資料を求むることになつた。史上黃帝の治績として、軍陣の法、冕冠、服飾の法、律度量衡の法、甲子、調曆の法、宮室の制を定めたことを擧げる。史に傳ふる所謂黃帝の治績は、尙ほ疑問があるにしても、農業生産の發達に伴れて、天文や季節に關する知識を必要とし、またそれ等の知識を得るに至つたことは、疑を容れぬ。

上古諸氏族に就ての種々なる傳説は、全部を信するに足らずと雖、各々進化の段階を物語るものとしては充分である。かくて黃河流域に於て、農業に従事し、定住生活を營むに至つた漢族は、農業生産技術の發達に伴れて、耕作地域を擴大することになつた。それは各氏族間の戰爭を惹起し、戰勝氏族部落は、益々自己部落の耕作地域を擴大し、奴隸を獲得した。傳説の軒轅氏は、蚩尤に大

勝した後、苗族を善惡の二者に區分して、その善なる者を鄒、屠の郷に遷し、その惡なる者を木かせをはめ、之を民（冥の意）と曰ふて使役した。

各個氏族部落間の戰爭は、奴隸の獲得と耕地の奪取のために續けられた。それで戰爭毎に無數の土地無き戰敗者を生じた。物的生産手段として、重要な土地を所有することに依て、戰勝者の氏族成員が、支配權を掌握し、土地なき戰敗者は、土地を求めて土地の所有者に隸屬した。こゝに土地の所有と非所有とを通じて、支配と被支配の階級的分野を發生せしめた。そして軒轅氏の時代には、酋長及び酋長の一族たる貴族が支配階級に、奴隸が被支配階級に居つた。身分的階級としては酋長、貴族、奴隸の三階級があつた。

その時代の生産力は、定住農業生活の進展、農業生産技術の進歩に伴ふて、徐々に發展し、新しく奴隸勞働の参加に依て、更に一段の發展へ導かれた。かくて一勞働力が、よく二つ以上の勞働力を維持することが出來、始めて治水工事が、進捗するようになった。漢族は、最初の定住地を、黃河流域とするに拘はらず、洪水とこれが治水に關する記述は、漸く堯舜の時代に始まる。即ち堯は、洪水の被害甚大なるに依て、鯀に治水を命じた。鯀は、僅かに堤防を築くのみで、洪水を防が



んとし、結局九年に及ぶも、遂に不成功に終つた。舜は、鯀の子、禹を起用して、治水工事を繼續せしめた。禹は、全然新計畫を立て、先づ調査測量を行ひ、天然の趨勢に順應し、小流を大流に集注し、大流を東に引いて、海に注がしめた。即ち孟子「禹疏九河、濬濟、漯、而注之海、決汝、漢、排淮、泗而注之江」とある。この工程は、龍門より今の河間、天津等の地に至る全長約二千支那里のものである。かくて禹は、十三年の歳月を通じて、治水工事を完成したのである。

それは治水工事に専門に従事する多数の勞力を維持し得るまでに、農業生産力が發展したことを裏書すると共に、治水工事に使用する諸器具の進歩、天文、季節、數學及び地理に關する知識が發達して來たこと、流域に散在する諸々の氏族部落が協力したことを物語るものである。即ち舜は、今の山東省歷城縣の南にある歷山を耕し、今の山東省濰縣の東南に在る雷澤に漁し、黄河に沿ふ河濱に陶し(註一)、播種と收穫に就て、一個の方法を習得し、發達せる新石器を用ひ、農業と天文氣象に關する知識を得たのである(註二)。更に天文氣象に就ての濃厚な宗教觀念、特に拜物的宗教が現はれるに至つたほど(註三)、農業生産に關係する天文氣象に就て、多くの知識を得たのである。

(註一)史記、五帝紀「舜耕歷山、漁雷澤、陶河濱、器皆不苦窳」

(註二)尙書、堯典「命羲和欽若昊天曆象日月星辰敬授人時」

(註三)尙書、舜典「在璿璣玉衡以齊七政肆類于上帝禋于六宗望于山川徧于羣神」

#### 四 氏族部落の獨存性解消

黄河の治水工事の進行と完成を通じて、流域に散在する諸氏族部落の獨存性が、漸次解消せしめられた。自然の荒すが儘に委せられ、何等の治水施設を有たない黄河流域に、定住農業生活を営む各個氏族部落のために、治水工事は、最重要事であつた。こゝに各部落の水路修築は、それ／＼の部落自ら實行し、また數個の部落を貫流する水路の修築は、流域諸部落の協力に依て、之を實行することゝなつた。そのいづれの場合に於ても、之が修築には、部落民の協力を必要とする。この協力は、部落民全體の信奉を受くることに依てのみ達せられるものである。部落民の信奉を受くる者は、酋長以外にない、隨て各部落の水路修築は、その部落の酋長に依て指導され、また數個の部落を貫流する水路の修築は、各酋長中の最も强悍な酋長に依て指導される。即ち黄河の治工事は、一部落の協力だけでは不足であり、流域の諸部落が、治水工事を通じて段々接觸し、また協力する

に至つて、在來の各個氏族部落の獨存性が、解消されて來たのである。

そして治水工事の設計指導者に對する尊敬と信賴の念を生ぜしめた。同時に、土地は、酋長及びその一族たる貴族の專有に屬し、部落民各自が、遂に之を私有する機會がなかつた。それは治水工事、各部落民の協力に依つてのみ遂行され、また部落民の協力が、酋長に對する信奉と酋長の設計指導に求められ、到底一人の力を以てしては、如何ともすることが出来なかつたからである。それ故に土地は私有財産から除外され、酋長及び貴族の專有に屬したのである。それが更に廣大な地域に互る各個部落の協力を以て、黄河治水の大事業が、實行されるに及びて、土地は、酋長中の最も强悍な酋長、即ち高級酋長の手に、集中することゝなつた。餘の各酋長及び貴族は、高級酋長の治水工事指導下に服して、その土地を提供した。その一方に於ては、耕地及び奴隸收奪の戦争が続けられたので、土地は、段々高級酋長とその一族の手に收められたのである。

かくて黄河治水の大事業を通じて、在來の小地域に割據する各個氏族部落の獨存性を解消する一方、小酋長及びその一族の所有土地が、高級酋長の手に移つた。こゝに再び支配と被支配の階級的分野に變化が起つた。言ふまでもなく、その時代の支配的生産形態は、農業生産である。隨て物的

生産手段として、重要な土地の所有關係に於ける變化は、當然階級分野にも、變化を惹起せしむるものであつた。即ち新しい大土地所有者として的高级酋長が現はれた結果、従來酋長、貴族及び奴隸の三階級であつたものが、今度は、高級酋長、高級酋長の一族たる貴族、高級酋長に土地を提供しないで、尙ほ土地を所有しながら、高級酋長の統制に服する酋長及びその一族、之に奴隸を加へて、四階級となつたのである。それは實に堯の時代である。當時各個氏族部落が段々近接し、殊に黄河の治水を通じて、協力するに至り、勇敢にして信望のある一酋長の下に統合されて來た。堯は、勇敢にして信望ある酋長であつた。そこで高級酋長としての堯、堯の一族たる貴族、群小酋長及びその一族、奴隸の四階級が、堯の時代に至りて、始めて發生して來たのである。堯は、自らの一族を九族と稱し、身分的階級の上位に置いた。九族とは、高祖、曾祖、祖父、父、己、子、孫、曾孫、玄孫の稱である。そして群小酋長及びその一族を百姓と呼び、身分的階級の中位に置いた(註1)。

それで堯の時代に於ける身分的階級は、貴族を九族と稱して上位に置き、自由民を百姓と呼んで中位に置き、その下位に奴隸を置いたのである。尙書、堯典の「敬授民時」、暘谷の人「其民析」、南

交の人「其民困」、味谷の人「其民夷易」、幽都の人「其民燠」等に、所謂「民」は、いづれも奴隷を指すのである。かく暘谷、南交、味谷、幽都の各地(註二)に、奴隷の存在してゐたことは、直接生産に従事する勞力の増加を意味するものである。それはまた土地の所有者(貴族及び自由民)と、非所有者(奴隷)との間に於ける階級的分野の擴大化を物語るものである。こゝに物的生産手段としての土地の所有者と、直接生産者としての勞力の所有者との關係が、在來の氏族部落内部に於ける所有關係とは、全く別なものとなつた。

在來の氏族部落内部に於ける土地と人間勞力との間に於ける所有關係は、血縁的紐帶を以て堅く結ばれてゐた。即ち土地は、氏族の共有であり、勞力は、氏族自ら提供するものであつた。そして氏族共有の土地の上に於ける人間勞力は、血縁的紐帶を以て縛られてゐた。故に血縁的紐帶を維持することに依て、土地の上に人間勞力を縛り付けることが出来、また實に日々の生産を續け、氏族成員の生活を維持することが出来たのである。然るに奴隷勞働の新規加入、更にその増加となつた以後に於ては、最早血縁的紐帶を以て土地の上に人間勞力を維持することが出来ない。それは血縁的紐帶を弛めて、氏族制度自體の解體を餘儀なくするものである。此の事は、氏族成員全體の協力

に依て、維持し來れる農業生産に於ける大なる脅威であり、また實に大なる變革を孕むものであつた。更に氏族制度の下に於ける血縁的紐帶を以て、土地及び勞力を所有して、支配勢力を保有して來た支配階級に對する重大な脅威であつた。

孟子は、「舜明於庶物、察於人倫」と曰ふ。舜は、五教即ち父義、母慈、兄友、弟恭、子孝を以て、人倫の本義とした。後世儒家の根本思想は、舜の五教に負ふところが多い。そして五教を説くに、學校を以てした。學校は、西郊即ち城外の西方に大學を建て、各地に小學を設けた。大學は、上庠と曰ひ、庠は養で國老を養ふ意であり、小學は、下庠と曰ひ、庶老を養ふ義であり、また米廩とも曰ふ。それで舜の教は、論語の「孝弟也者、其爲仁之本與」の孝弟に外ならぬ。即ち善く父母に事へ、善く兄長に事ふることの教である。されば舜の五教は、奴隷勞働の参加に依て弛める血縁的紐帶を引締め、土地の上に勞力を隸屬せしむるに役立つた。これに依て、氏族制度の下に於ける族長の手に、農業勞力を確保することが出来たのである。

農業は、土地の識別及び、氣候の變化、種子の撰擇及び河水の増減に就て、四季の正しき變化は、年長者の經驗の重要性を裏づける。隨て氏族制度の族長は經驗に富む年長者として、農業、生

産の上に重要な地歩を占める。その親を親とし、その長を長とする舜の教は、時代の生産形態に適應するものであつた。更に日月星辰の運行及び規則正しき四季の變化と、農業との密接不離の關係から自然に對する尊信が拜物的宗教に發展し（三章参照）、また彼等の生活手段を開拓した祖先に對する尊敬が祖先崇拜の宗教的熱意を有たしめた。總ては祖先崇拜の宗法を完成すべき宗教的熱意が舜の五教に依て深められつゝあつた。

（註一）尙書、堯典「克明俊德、以親九族、九族既睦、平章百姓、百姓昭明、協和萬邦」

（註二）尙書、堯典「分命羲仲、宅嵎夷、日暘谷、寅賓出日」、同書「申命羲叔、宅南交」、同書「宅西日昧谷」、同書「宅朔方、日幽都」

## 五 勞働の強制と耕地の均分

夏、商の歴史的時代に於て、土地は、尙ほ奴隸制度の下に、貴族及び自由民に所有された。隨て奴隸に對する勞働の強制が行はれた。それは奴隸の勞働量を確定することに依て、實行された。即ち一定量の勞力に對して、一定地域の耕作が強制された。既に強制であることのために公平であら

ねばならなかつた。勞働の強制に依て、耕地の均分が行はれた。それが後に井田制度に發展した。

井田制度に就て、孟子は「九百畝の田地を九等分して井形とし、周圍を八家に分ちて、各々之を耕さしめ、中央を公田とし、八家共に力を合せて之を耕し、その收穫を官に貢ぐ」ものとするのが、周代の井田である。それは孟子に、「夏后氏五十にして貢、殷人七十にして助、周人乃ち百畝にして徹」とあるに徴して明らかである。また之に據れば、井田制度は、既に夏の時代に發生してゐたことになる。同時に、周代に成熟せる「徹」なる地代形態の先行形態として、夏に貢、商に助なる一種の地代形態が存在したことになる。また廣く井田制度は、夏に發芽し、商に培養され、周に成熟したとされる。

この周代に於て完成した井田制度は、夏及び商の時代に於ける生産形態と生産關係とよりして、勞働の強制を目標とする耕地の均分法として、發生し發展したものと解する。隨てその發生は地代形態をとらなかつた。夏及び商の時代は、前時代同様に、奴隸を使役し、勞働を強制することに依て、貴族及び自由民が、所有土地の生産をなすことが出來たのである。即ち土地を所有する者は、貴族と自由民であり、直接生産者としての勞働力を所有する者は、奴隸であつた。これに依て、農

業に於ける生産手段の配分、即ち所有の關係は、貴族及び自由民と奴隸とに兩分された。そうした奴隸制度の下に於ては労働力を強制することに依てのみ、此の所有關係が確保され、貴族及び自由民の土地所有が、維持されるものであつた。隨て此の所有關係を確保するために、生産の組織が必要であつた。これに依て、労働を強制する耕地の均分法たる井田制度の先行形態が、既に夏の時代に發生してゐたものと解するのである。

こうした生産組織の下に在つては、労働を廣汎に統制することが出来ない。新石器時代に屬する當時に於ては、自然に對する支配力が、微弱であつた。隨て地域を擴大することは、土壤の肥瘠、氣候の差異等に依て、直ちに公平なるべき、労働の強制を紊すもので、遂には奴隸の反逆を誘發することになるものとして警戒せしむる。かくて各氏族部落の地域的擴大が、或程度に止められたのである。

しかし商業發達の結果、氏族部落が、狭い地域に割據するといふ局面が、段々打開されて來た。商業は、神農の時代に萌芽したとの傳説があり、商の時代には、「禮記」にも「店の税のみを取りて商品には課税しない」とある如く、各地に廬舎を設けて、廣範圍の商業が行はれてゐた(註一)。そ

れが更に周の時代になると、商業は、一段の發達を遂げ、嚴重な取締りが行はれ、抑商策が講ぜられる程であつた(註二)。こうした商業の發達は、貴族及び自由民が、その生産品を賣却する市場の擴大を意味し、更にまた、それ等の生産品の供給を受くることに依て商業が愈々發達することになる。殊に商の末期頃から、銅器の使用が開始されて、生産力一段の發達を遂げた。生産力の發展は、更に商業の發達を結果することになつた。

かく生産力發展の結果、商業は、一段の發達を來し、貴族及び自由民の奢侈的消費を増大せしむる。貴族及び自由民は、消費増大の結果、收穫の増加を計り、益々土地を廣く所有する。所有土地の擴大と共に、奴隸労働に對する充分な監視が出來なくなる。茲に地主直屬の一定土地に於て、強制耕作に従事する義務を負ひ、兩餘の土地の用益を許され、自己の計算で生産に従事する農奴制度を發生せしむる。かくて貴族及び自由民は、實際の生産行程から遠ざかる。同時に、奴隸は解放されて農奴となる。最初の地代形態としての労働地代を發生せしむる。

しかし一種の労働強制であるが故に、耕地は、均等に分配せられざるを得なかつた。即ち地主に收穫の全部を提供すべき一定土地の耕作が、強制されたのである。農奴は此の業務を果すことに依

てのみ、全土地の耕作に従事し得たのである。それが後代、周の世に完成せる井田制度の根源を成すものである。夏の貢、殷の助は、そうした労働地代を意味する。それで生産力の発展と照應する井田制度が、氏族制度の崩壊を急速ならしめたのである。

(註一)禮記、王制「古者公田藉而不稅、市廩而不稅」……疏、古者謂殷時

(註二)禮記、王制「圭璧金璋、不粥於市、命服命車、不粥於市、宗廟之器、不粥於市、犧牲、不粥於市、布帛精麤不中數、幅廣狹不中量、不粥於市、姦色亂正色、不粥於市、錦文珠玉成器、不粥於市、衣服飲食、不粥於市、五穀不時、果實未熟、不粥於市、木不中伐、不粥於市、禽獸魚鼈不中殺、不粥於市」

## 六 宗子受田と家族制度

労働地代形態の普遍化に伴れて、大土地所有が、益々容易となつた。史家の所謂「禹は諸侯を塗山に會し、玉帛を執る者、凡そ萬國」の萬國が多數の國の謂に過ぎないにしても、商の初めには、三千餘國に減じ、周の初めには、一千八百餘國に減じ、更に後代の春秋の世には、二百餘國に激減

してゐる。これ等の數を遽かに信じ難しとするも、漸次優勢なる者が、その支配勢力を擴大し、土地の所有を増加して行つたことが明らかである。勿論當時の支配的生産の方法は農業生産であるから、支配の經濟的基礎も亦、農業生産であつた。それで當時の社會の生産手段は、人間労働力と土地であつた。ところが生産手段の配分は、農奴が、人的生産手段としての人間労働力を所有する直接生産者であり、貴族が、物的生産手段としての土地を専有するものであつた。そうして生産手段の配分を確保する生産の組織が発生することになつた。それが労働地代形態の下に、此の所有關係を確保する井田制度となつた。

此の井田制度に依て、土地を均等に分配し、労働を強制することが出来、また實に貴族支配の經濟的基礎が、確保されたのである。これに依て、貴族の土地所有が續けられ、農奴は、僅に土地の用益のみを許された。既に労働強制であるから、公田と私田との耕作に、前後の順序があつた。農奴は公田を先にし、私田を後にすべきを要求された(註一)。かく農奴は、公田のために労働しなければならなかつたが、その外にも、貢物、臨時の賦役及び諸税を負擔しなければならなかつた。商人及び手工業者も亦農夫一人に對する五口の割合で耕作することが要求された。之を平土の法と稱

する(註一)。

そうした労働強制を意味する井田制度は、大體二つの方法に分れた。即ちその一は、都鄙に於ける制度であつて、その二は、郷遂に於ける制度である。都鄙即ち城廓に近接の地に於ては一區を百畝とし、合計九百畝の土地を、井字形に九區に分ち、中央の一區を公田とし、八家で公田を共同耕作し、周圍の八區を私田とし、八家が、各一區を耕作したものである。その公田の收穫を、その儘貴族に納め、私田の收穫は自らの收得とした。之を助法と呼ぶのである。また郷遂即ち城廓を遠く離れた地方に於ては、一家百畝を耕作し、そのうち十畝分の收穫を、貴族に納め、餘を自らの收得とするもので、之を貢法と稱したのである。これは周代の制であるが、孟子は、夏代は、一家が五十畝を耕してそのうち五畝分の收穫を貴族に納め、之を貢と稱し、殷代は一家七十畝を耕し、別に七十畝の公田を共同耕作し、その收穫を貴族に納め之を助と呼べる意味を述べてゐる。それが周代に於ては、都鄙と郷遂とに依て、貢法と助法とを並用し、之を「徹」と呼んだのである。

夏殷周を通じて、貴族に納むる所は、大體全收穫の十分の一に相當するものであつた。それが労働地代の形態に依つたもので、既に井田は、中央に公田を置き、周圍を八家で耕作するものなる以

上、所謂夏の貢、周の郷遂の貢は、中央の公田を、各家が、各別に耕作したものと解する。即ち貢と助の差は、公田を各家各別に耕作するか、又は共同耕作するか相違であるとするのである。

更に所謂一家は、父母妻子等五口を指すのである(註三)。そして各家を代表して、耕作の責に任ずる者は、宗子、即ち本家を繼ぐ子である。此の宗子は、二十歳にして、田を受け、六十歳にして、田を歸すことになつてゐる。かくて宗子は、百畝の田を受け、父母妻子を養ひ、一家を成すのである。若し五口より多い場合は之を餘夫と曰ひ、餘夫は、別に二十五畝の土地を受けた。此の事は、氏族の母胎に發育した各個の家族が生産單位として、前面に押し出された事を意味する。即ち今や氏族制度は解體を餘儀なくして、そこに新しい家族制度が、置き換へられたのである。しかし家族制度は、從來氏族制度下の大世帯に抱擁された各個の家族が、個々別々の生産單位となつたまでであつて、決して血縁的關係を斷ち切るものではなかつた。

舜の五教は、依然として時代の生産關係に適合するよう、内容を擴充しながら存続してゐたのである。既に商の時代に於て、廣く祖先崇拜が強調されてゐた。商の大甲は、死して廟號を太宗と稱し、また太戊は、死して廟號を中宗と稱した。これ等は、所謂人君が、廟號を稱した最初のもので

ある。商の末期、祖先崇拜が如何に盛んであつたかと判かる。更に周に至つては、舜の五教は、社會組織を固むる道德となつてゐた。氏族制度の殻を破つて、生れ出た家族制度の下に於ける労働の強制も實に舜の五教に依つた。

(註一)孟子「公事畢然後敢治私事」

(註二)史記、食貨志「士工商家受田五口、乃當農夫一人、北謂平土、可以爲法者也」

(註三)公羊宣公十五年、何注「一夫一婦受田百畝、以養父母妻子口爲一家」

## 七 宗法と封建政權の保證

新しく生産單位となつた家族制度は、共同の祖先を崇拜する血縁的團結であつた。それは宗法的家族制度であつた。舜の五教は、宗法的家族制度の道德的基礎をつくり上げた。血縁的團結たる氏族制度が舜の五教に道德的基礎を求めて、宗法的家族制度に變つた。

もと同一の氏族に出づる各個家族は、更に嫡子と庶子とに別れ、嫡子は、詩經、大雅に所謂「懷德維寧、宗子維城」の宗子として、その父を繼ぎ、庶子は、周禮に所謂「凡國之大事、致民大、故致

餘子」の餘子として、分家し別に門戸を立て、一系統を開いた。そして禮記に「周人祖文王、宗武王」とあり、嫡子庶子のための父を祖と呼び、その祖より出でて別れる各個の系統をそれ／＼宗と稱する。隨て祖は、共同の祖先であり、宗は共同の祖先より分れ出でたる一族である。そして宗は、更に大宗と小宗に別れる。嫡子の系統も庶子の系統も、共に一代毎に嫡子と庶子がある譯で、その都度嫡子が父を繼ぎ庶子が、分家する。この場合嫡子の繼ぐ系統が、大宗であり、庶子の繼ぐ系統が小宗である。禮記大傳に「別子爲祖、繼別爲大宗、繼禰者爲小宗」とある。大宗は、同族の者皆これを尊ぶ。それは大宗が、禮記に所謂「敬宗故收族」で、全族人を收養する義務を有つに由る。また小宗は、その兄弟を收養する義務を負ひ、兄弟これを尊ぶ。そこで宗法は、禮記、大傳の「尊祖敬宗、敬宗故尊祖」で、祖先と父を尊ぶに外ならぬ。かくて、後漢書、任隗傳「賑恤宗族、收養孤寡」と、實に宗法的家族制度は、宗族を賑恤し、孤寡を收養する美德を有つた。大宗、小宗の有つ、こうした義務は、宗教的熱意を以て履行され、書經、太申「社稷宗廟、罔不祇肅」、孝經「保其社稷、而和其民人」、禮記、祭義「建國之神位、右社稷、而左宗廟」とあり、宗廟は社稷と共に尊信され、轉じて國家又は社稷の義となるまでに、廣く尊信されるに至つた。



そうした宗法的家族制度の経済的基礎は、實に井田制度に依て固められたところである。周の井田制度に於ては、一家を父母妻子及び家長の五口とし、一家をして百畝を耕作せしめ、別に十六歳以上、丁年未滿の者があれば、之を餘夫と稱して、二十五畝を耕作せしめた。隨て家族員の生活資源たる耕地の分配を受くる者は、家長であつた。家族員は、生活資源を求めて、家長に隸屬した。こゝに親を親とし、長を長とする宗法的家族制度の経済的基礎が、確立されたのである。家長及び家族員は、土地に隸屬し、隨てまた「宗」に隸屬し、孟子の所謂「死徒無郷、郷田同井、出入相反、守望相助、疾病相扶持、則百姓親睦」で、その土地を離れることが出来なかつた。またその土地に隸屬する限り、生活が、保證されたのである。かくて農業生産が持續され、労働量が確保され、また實に宗法社會組織が保持されたのである。

宗法的家族制度に依て、農業勞力が、廣汎に統制され、井田制度が維持され、逆にまた井田制度に依て、宗法的家族制度の経済的基礎が固められた。貴族の大土地所有が、井田制度を通じて愈よ容易となつた。優勢な貴族は、益々廣大な地域を獲得することゝなつた。史家は、周の武王が、殷を伐つた時會盟せる國が、八百國であつたと説く。また論語は、文王の時「三分天下有其二」と曰

ふ。周初に於ける形勢斯の如く、井田制度完成後の周の勢力が、遙かに前代の夏殷の比でなかつたこと明らかである。

廣大なる地域の政治的支配權を掌握せる周は、宗法に據て嫡子が、天子の位を繼いだ後、餘の庶子を各地に分封して諸侯とした。政治上に於ける天子は、是れ宗法に於ける大宗であり、同族を收養すべき義務を有し、必らず庶子を封ぜざる得なかつた。各地に封ぜられた庶子は、また一宗を成し、その嫡子は、兄弟を收養する義務を有ち、その兄弟を各邑に封じて卿大夫とした。それ等の諸侯及び卿大夫は、一族の總本家たる「宗室」に繋がり(註一)、宗法に依て、その地位を世襲したのである。

しかし周の支配權力の擴大強化は、或は攻略し、或は保護を求むる他の氏族貴族が、歸順した結果である。隨て周の支配權力が、周一族に依て維持されたのではない。隨て此の支配權力を確保するため、複雑なる等級制が設けられた(註二)。かくて天子より士に至るまで、總て宗法に依て、各一族が結合し、また等級制に依て、各一族が一條の紐帯に結び着けられた。諸侯大夫及び士は、一定の土地を占有し、その土地の住民を支配した。それは宗法に依る封土關係の齎らせる特權であ

り、等級制に依る主従関係の齟らせる特権であつた。大夫は、天子諸侯の公族であり、公は王の臣大夫は公の臣であり、また住民は領主に隸屬し、定められた等級に従つて、主従関係が確定された。

そうした特権の大小を定むるものは、占有する土地の大小であつた。その土地の大小は井田の多少であつた。井田を最も多く占有する者が、特権の最も大なるものであつた。隨て井田は、等級に従つて分配された。そして公田の收穫は、領主の祿となつた。領主と井田の間には、直接の利害があつた。領主は、直接労働を強制した。労働の強制は、井田制度の完成に依て、初めて全きを得た。こゝに生産關係が、確保された。封建制度の基礎が固められ、封建政權が保證された。

(註一)戰國策「周、天下之宗室也」

(註二)左傳「王臣公、公臣大夫、大夫臣士、士臣阜、阜臣輿、輿臣隸、隸臣僚、僚臣僕、僕臣臺」

## 八 貴族の凋落と新興地主階級

貴族が、封建政權を獨占してゐるうちに、人口の増加と商工業の發達から、封建政權の經濟的基

礎に動搖を惹起したのである。人口の増加は、耕作地の不足を來たし、商工業の發達は、富める商工業者の土地所有となつた。貴族は、最早土地を獨占的に所有することが出来なくなつた。また土地の不足から、貴族の庶子を分封することも出来なくなつた。かくて井田制度による土地の均分制度それはまた均產制であるところの社會の破滅となり、新しい社會建設のための動搖を惹起した。隨て思想界は混亂し、在來の貴族の支配勢力は衰退した。そこに新しい思想學說が生れた。それは孔子、老子、墨子の學說を代表的なものとする。かくて春秋戰國の世、生産組織の變革による社會上、政治上に於ける激變に際して、思想界も諸說紛々たるものがあつた。一方支配勢力に動搖を感じた貴族は、その勢力を保持するために、思想的援助を求めて、思想家を庇護したのである。貴族に非らざる者が、卿相となつた。管仲の齊に相となり、孔子の魯に相となつたのも、その一例である。その他蘇秦、張儀あり、戰國四公子がある。茲に所謂戰國四公子は、齊の孟嘗君、魏の信陵君、趙の平原君、楚の春申君である。

しかし人口の増加、生産技術の進歩、商工業の發達から、最早在來の生産組織の上に建築された政權を維持し得るものでなかつた。従來貴族が、政治的勢力を掌握してゐたのは、經濟的に優越し

たからである。長い間經濟的に優越権を保有し得たのは、土地を獨占的に所有し得る身分があつたからである。そして土地を所有し得る身分は、宗法に依て保證され、また宗法は、土地を所有し得ることの保證に依て維持された。そして土地は、宗法の下に世襲的に所有されたのである。ところが宗法は、一族を收養する義務を負ふ嫡子のみ、傳來の土地を繼承所有する権利が認められ、また嫡子以外の庶子は、新しく封地されて、別の一系を成すべきを命ずる。隨て膨脹する一族を封地するため、絶えず新しく土地が獲得されねばならぬ。限られた土地に對する、そうした宗法の要求は、結局宗法それ自體の破滅を招來するものであつた。

周に完成した宗法は、次の春秋から戰國にかけて、原來的意義を失つた。それは土地を所有し得る身分であるが故に、當然土地を所有するといふ「身分」と、「土地所有」との間に於ける關係を斷ち切るものであつた。一方生産技術の進歩と人口の増加とから、耕地の不足を來たし、井田制度の存續を不可能ならしめた。その結果、商工業の發達と相俟つて、土地が、富める者の手に移ることになつた。從來の如く、身分が土地を所有せしむるものでなく、富力が、土地を所有せしめた。即ち土地を買取り得る富の力が、土地を所有せしむるものとなつた。富の有無より來る貧富階級が、

身分の高下より來る貴賤階級と取つて代つた。身分高き者が、大土地を所有し、政治的勢力を掌握するといふ時代が、完全に過ぎ去つた。富力の大なる者が、大土地を所有し、政治的勢力を掌握するといふ新時代が來たのである。

商鞅に依て、井田制度が廢止された。秦の孝公は、禮を厚うして四方に人才を募り、商鞅を得、その策を用ひて、國力の充實を計つた。商鞅は、孝公を相けて、農業と武力を提唱し、井田を廢し田間のあぜみちを開き、耕地の面積を限らず、農民の耕する儘に委した。隨て耕地の面積は、農民の有する勞働力に依てのみ、制限されるものであつた。これに依て、過剰土地の上に、勞働力を縛り付ける必要に發した井田制度が、勞働力の過剰による耕地増加の要求に崩れ、そこに勞働力の要求するだけの面積を、耕作し得る道が開かれたのである。

從來は、耕作さるべき土地があつて、耕作する勞働力が足りなかつた。勞働地代形態の下に、勞働が強制された。それが人口増加、生産技術進歩に依て、耕地が足らなくなり、土地の所有者は、極めて容易に勞働力を求むることが出来るようになった。隨て地主は、耕地の大小及び收穫の大小に比例して、容易に地代を收得することが出来る。前代の勞働地代形態は、新しく物納地代形態を

とるに至つた。既に春秋の時、魯に於て畝に税した。秦の商鞅が、井田を廢したのは、戰國時代である。春秋から、徐々に勞働地代が、物納地代に變つて來た。そして物納地代の發生と共に、農奴は、小作人と純然たる農業奴隸とに分化した。商鞅は、更に「田を官に受けず民をして自ら相對的に賣買せしむる」こととした。商工業者も小作人も、土地を所有することが出來、こゝに井田制度は、完全に消滅し、貴族の土地獨占權がなくなつた。農民、商工業者の私有財産中に土地が加へられた。私有財産制が、確立することとなつた。土地私有制度の完成と共に、新しい地主階級勢力が、擡頭して來た。

秦の始皇帝は、諸侯割據の封建制度を打破し、郡縣制度を創始して、中央集權の政治組織に改め、中央統轄下の官廳を設け、官吏制度を整へて、專制政治を行つた。此の官吏制度の創設は、發展し來れる地主階級の政治的進出の道を開くものであつた。地主階級の子弟は、官吏制度を通じて、實際政務を執ることとなつた。そして地主階級子弟の政治的進出を助けたものは、教育の階級性打破である。

虞舜が、上下庠を設けて、教育を提唱せる以來、夏の校、殷の序、周の庠ありて、各時代とも、教育に重きを置いた。しかし教育制度の完備せる周代の如き、國學、鄉學、階級の分が、至極嚴重で、また教育權は、所謂國家に掌握され、教育上にも身分による制限があつた。何人も自由に教育を受くるといふことは出來なかつた。それが孔子に依て、始めて教育の階級性が、打破された。即ち孔子は、教育の階級性打破を強調し、その門には、各階級の者が集つたのである。

かくて教育權が、漸次民間に移り、その階級性が除かれて來た。身分による、貴族の教育獨占が、不可能となつた。その反對に、新興地主階級の子弟が、教養を積み、官吏制度を通じて、實際政務を執ることとなつた。所謂「官」は、春秋戰國時代にもあつたが、身分と全く分離して、官吏制度の確立されたのは、秦の中央集權の所産であつた。こゝに秦は、在來の封建制度を廢し、官吏制度を通じて、新しい郡縣制度を創始した。即ち新興地主階級勢力に襲はれた貴族は、土地の所有及び教育に於ける、身分上の獨占的優越權を失ひ、貴族の地歩を奪つて新興地主階級が、實際政務を執るに至り、此の變局に適應して、新興地主階級の政治的勢力を保證する新しい政治組織たる、郡縣制度が現はれたのである。

## 九 郡縣制度と君主專制政治

秦を滅ぼした漢に於ても、支配的生産形態は勿論農業であつた。隨て商人も、手工業者も共に、土地に投資した。農業生産力の發展と、商工業の發達とに依て、地主階級の勢力が、増大して來た。地主階級は、田賦を確保するために、統治者の地位を要求した。漢は、此の要求に投ずる賣爵、賣官の制度を創始した。富める地主階級は、爵を買ひ、また官を買つた。地主階級は、金錢物品を以て、容易に統治者の地位を獲得した。官吏は、郡縣制度の下に統合され、天子の任命に依て、統治者たる権利が附與された。官吏の任命權を通じて集權制が、維持され、君主專制の下に、郡縣制度が維持され、更に郡縣制度を通じて、地主階級の田賦確保の目的が達せられた。かくて農業生産の上に於ける、地主階級の支配權が確立され、君主專制の經濟的基礎が確保された。

そうした郡縣制度が、君主の統轄に維持し發展しつゝある一方、封建制度に依る王侯の國があつた。封建王侯はもと天子の子弟外戚及び功臣を王、若くは侯に封じたものである。隨て郡縣制度の下郡縣なる行政區劃と、封建制度の下の國とが併置されてゐた。ところが封建制度は、等級制に

依て、王侯、地主及び農民の間に、從屬的主從關係が保たれたのである。農民は、地主に地代を納め、地主は、領主たる王侯に、租税を納入すべき義務を負つた。此の義務を通じて、封建王侯の經濟的基礎が確保された。それで郡縣制度の下地主階級は、統治階級であつたが、封建制度の下地主階級は、被統治階級であつた。封建制度と郡縣制度との間には、地主階級の政治的地位に高下があつた。

されば郡縣制度は、地主階級が、田賦を分配する制度であり、封建制度は、封建王侯が、地主階級より、租税を徴収する制度であつた。漢の時代に於ては、郡縣封建の兩制度を併置した。その結果、郡縣制度下の地主階級に基礎を置く官吏と、封建王侯との兩勢力の對立抗爭があつた。それは異つた制度の下に、農業生産を支配する二大勢力の對立抗爭を意味する。此の對立抗爭を通じて漢は漸次封建王侯の勢力を殺ぎ封建制度を解體せしめ、郡縣制度による君主專制政治の基礎を固めた。之に依て、君主專制政治は、秦に創始され、漢に於て、確立された。こゝに漢以後、民國革命に至る二千年の久しきに亙る專制政治の基礎が、確立されたのである。

漢以後に於ける支那二千年の歴史に於て、幾多王朝の興亡盛衰が綴られてゐる。三國、西晋及び

東晋、五胡十六國、南北朝、隋、唐、五代、宋、遼及び西遼、金、夏、元、明、清等を以て多くの歴史的時代が劃される。しかし二千年の歴史に織り込まれたる王朝の興亡は、覇權の争奪であり生活資源の奪取である。それは支配的生産形態に於ける配分關係の變化に伴ふて起れる漢以前の王朝の興亡とは、全く異なるものであつた。漢以前は、時代の支配的生産形態である農業生産に於ける物的生産手段として、重要な土地の所有關係の變化に伴ふて、統治階級勢力の消長があり、王朝の興亡があつた。貴族の土地所有を通じて、封建制度の完成に至る長い間の悩みがあり、また新興地主階級の土地私有に依て、郡縣制度を造り出すまでに、長い間の苦しみがあつた。封建制度が崩壊して、新しく郡縣制度が、樹立せられるまで、春秋戰國の動搖期があつた。かくて漢に至りて、新興地主階級の統治勢力を確保する郡縣制度が完成し、君主專制政治が確立された。

爾來二千年、支配的生産形態が、農業生産であることにも、物的生産手段として重要な土地を私有し得ることにも、些の變化がなかつた。隨て此の二千年間に於ける王朝の興亡は、配分關係の變化以外、別な原因を有つた。即ち支配的生産形態に於ける、配分關係の變化に伴ふものではなかつた。外戚、宦官及び士大夫の勢力争ひ、統治者の飽くなき苛斂誅求に對する農民の反抗、權勢を狙

ふ野心家の策謀、天與資源に恵まれてゐない地方の勢力家が富源の奪取を畫策すること等、種々なる原因から王朝の興亡盛衰があつた。その原因に種々あれど、生産の配分關係の變化に由來するものではなかつた。隨て王朝の興亡盛衰と大衆の利害休戚とは、沒交渉であつた。

生産手段の配分關係が、變化したために起る政治上の變革に於ては、その變革を通じて自らの有つ生産力を確保する階級がある。例へば氏族貴族の身分による土地の獨占的所有制度が崩れて、自由賣買による土地の私有制度が興つた時、そこには政治上の封建制度に代はる、新しい郡縣制度が出来上つた。氏族貴族から土地を買取つた新興地主階級が、此の郡縣制度を通じて統治勢力を獲得し、自らの有つ生産力を確保したのである。隨て封建制度の崩壊から、郡縣制度の發生に至るまでの期間は、春秋戰國の時代であつて、凡ゆる舊制度の崩壊と、新制度の完成とのために、政治、社會、思想等、總ての方面に大動搖を惹起した。しかし大動搖の結果は、動搖期を経過して完成される變革に依て、始めて生産力を確保する新興地主階級の統治勢力獲得であつた。それ故に、漢以前に於ける政治上の變革は、大衆の利害休戚と密接不離の關係を有つた。奴隸が解放されて農奴となることも、農奴が小作人となることも、共に政治上の變革に於ける原因であり、また結果であつ

た。それは決して單なる政權争奪の所産ではなかつた。

然るに漢以後に於ては、王朝の盛衰興亡、政權の争奪は、生産の配分關係の變化に由來するものでなかつたが、漸次王朝の消長に伴ふ擾亂に因て、常に屢々大衆の利益が侵害された。更にまた統治階級は、漸次世襲的な傾向を帯ぶるに至りて、統治そのことが、世襲的に彼等の職業となり、生産關係から段々遠ざかつて了つた。生産の消長と彼等の職業とは、直接の利害關係がなくなつた。こゝに統治階級と被統治階級とは、利害を異にし、統治階級は、被統治階級に對する飽くなき搾取の上に、統治勢力を維持するものとなつた。そこで被統治階級は、漸次統治階級の支配から脱離して、自らの利害を、自ら決し、自ら護る所の鄉村自治、職業自治を行ふに至つたのである。

### 十 宗法に固められる鄉村自治

商の初三千餘國、周の初一千八百餘國といふ如く、商や周を以て、歴史的時代こそ劃すれど、決して全漢族を統合支配するものではなかつた。その勢力の及ぶ所は、自らの住む僅少の土地であつ

た。その周圍背後には、廣大な地域があつた。また廣大なる周圍背後の地域には、それ／＼の在來の氏族部落や、氏族部落聯合體があつた。此の在來の氏族部落と、氏族部落聯合體も、各々一個の酋長や、高級酋長を中心に結合し、一定地域に據り、個々別々の利害を有つた。

周の行政區劃に徴するに、三禮義宗「遂人所造溝澮者、是鄉遂之制」とあり、周の行政區劃には、郷と遂があつた。王城を去る五十里より百里までを郷（六郷に分つ）、百里以外を遂（六遂に分つ）とした。郷の組織は、周禮、地官「令五家爲比、保之相保、五比爲閭、使之相授」とあり、五家を比、五比を閭とし、更に四閭を族、五族を黨、五黨を州、五州を郷とした。また遂の組織は五家を鄰、五鄰を里、四里を鄕、五鄕を鄙、五鄙を縣、五縣を遂とした。そして郷は、比に比長、閭に閭胥、族に族師、黨に黨正、州に州長があり、遂は、鄰に鄰長、里に里宰、鄕に鄕長、鄙に鄙師、縣に縣正があつて、悉く民選されたものである。その職掌は、校比、法治、教育、聯合、作民、徵斂の六種であつた。校比は、人飼、車輦、旗鼓、兵革及び田野、稼器を調査し、法治は、時々住民に法教を讀み教へて、違犯のないよう努め、教育は、司徒を教官、大夫士を教師として、文化及び職業教育を施し、聯合は、住民の自制自愛、共勉羣徳を圖り、作民は、人民の徵集に當り、徵斂は、賦貢

を徴収するものであつた。尙ほこれ以外に喪紀、祭祀、婚冠、飲酒等に關する事務があつた。

それで個々別々の利害を有ち、地域的に孤立する在來の氏族部落及び強大氏族の下に在る氏族部落聯合體のうちで、最も強大なるものとして、歴史的に劃した周にして、尙ほ直接支配することの出来る地域は、王城の周圍、僅かに五十里であつた。五十里以外の地は、郷又は遂と稱する特別區であつた。此の六郷、六遂は、周の直接支配を受けなかつた。郷の比閭黨州及び遂の鄰里、鄰鄙縣の各長は、いづれも民選であつた。民選であるから、住民の尊敬し、信服する者が長となつた。住民の尊敬と信服を受ける者は氏族部落に於ける在來の酋長や、氏族部落聯合體の高級酋長であつた。結局周の郷遂の制に於ける各特別區の長は、各區の酋長であつた。共同の祖先を崇拜し、親を親とし、長を長とする宗法的家族制度に於ける族長を推戴し、族長の支配に服するものであつた。郷や遂の政治は族長の政治であつた。族長の政治が、則ち郷村の政治であつた。かくて郷村自治が、深く根を卸した。

秦が、天下を一統したといふが、郷村には、民選の郷官があつた。秦の郷官の制がそれである。

郷官の制は、十里を一亭とし、亭に亭長があり、屋舎と保耆があつた。亭長は盜賊を逮捕し、屋舎

では、事務を處理し、また保耆は、外敵の襲來を防ぐに用ゐられた。十亭を一郷とし、郷には、三老、秩、嗇夫、游激があつた。三老は、年老いて一郷の教化を掌る者で、その郷に孝子、順孫、貞女、義婦、讓財、救患及び學士があると、門に扁を掲げて善行を表彰する。五千戸の郷には、秩、小なる郷には、嗇夫を置くのである。秩及び嗇夫は、民の善惡を知りて、縣役の前後を定め、貧富を知りて、租税の多少を定むる。游激は、郷村を見廻りて盜みを禁ずるものである。かくて秦に於ても、郷村自治が存續してゐた。

實際に於て郷村自治は、決して周や秦ばかりではない。後世に於ても變はるところがない。殊に漢以後に於て、統治階級が、民衆に對する飽くなき搾取の下に、勢力を置くに及んで、郷村自治は此の搾取に對抗する農民の自衛組織として、その基礎を固めて來た。そうした郷村自治は、實に宗法的家族制度の下に於ける一族の自治であり、また族長の專制政治である。此の郷村の自治には一族の自治と數族の自治とがある。それは物的生産手段として重要な土地が、その廣狹肥瘠に依つて、數族を結合せしめ、また一族の自治圏とするものである。それで土地の廣狹肥瘠に依て、郷村自治には、一個の農村が、一族の自治である場合と、聯合せる數族の自治である場合とがある。そ



ろした各個の農村には、それ／＼宗法的家族制度の下に於ける家族がある。その場合の族長は、子弟に絶対権を有すると共に、子弟の行爲に對して絶対の責任を負ふ。故に一家族内部に於ける事柄は、族長の完全なる處理に屬する。それ等各個の家族は、同姓に繋がるのである。微力なものを除き、宗法的家族は、各々宗廟又は家廟を祭る。土地家屋の争執、婚姻、分家の處理等、苟も一族に關係ある事項は、悉く族長の管理に屬する。また各個の農村は、それ／＼廟宇を建立し、公社を組織する。公社には、一人若くは數人の社首がある。一族に依て、一個の農村が占められる場合は、一人の社首があり、數族に依て、一個の農村が占められる場合は、數人の社首がある。此の社首は、宗法的家族制度の下に於ける族長である。

これ等、各個の農村に於て、最も重要な職務は、灌漑に就ての共同工作である。若し數個の農村を貫流する河水のある場合は、流域の各農村が、共同して治水工事に従事する。その場合は、村の公社よりも、稍々規模の大きな公社を組織し、源流に廟宇を共同建立する。また統治者と農村との關係は、僅かに租税だけである。その租税も、各個農村自治體が、一定額を納入する義務を負ひ、自治體共同の事務として、納税事務を取扱ふものである。即ち一個の自治體が、幾何の納税をなすと

いふのである。それは傳統と習慣に生きる鄉村自治體として、前例に重きを置き、減税されば徳政とし、増税されば苛政として排撃する。納税以外には、統治者と農村との關係が薄い。そして鄉村自治體は祭典を舉行し、全鄉村の飲酒娛樂を行ふ。總て一年中の行事は、神前に於て定められる。隨て鄉村自治は、宗教的熱意を以て持續される。今も尙ほ鄉村自治體は、強き團結力を有する。宗法的家族制度に依つてつくられた傳統と習慣は、容易に覆へされない。共同祖先の崇拜、血縁的團結。それ等の力は強い。鄉村自治體の有つ傳統と習慣は、昨日今日の法律では破られない。政府の命令も法律も、地方農村には一向徹底しない。そして自治體の全成員は、黙々として族長の命に是れ従ひ、日々の農業生産を續ける。かくて自治體の經濟的基礎たる農業生産が維持され、自治體の生命を存續せしむる。鄉村自治は、實に宗法的家族制度に依て維持されてゐるのである。

#### 十一、商人及び手工業者の職業自治

農村と農村との間に於ける産物の交換は、産物交換の集會で行はれる。此の種の集會は、一年數季に開かれる。總ての生活用品は、此の集會に於て調達された。特に町の發達しない地方の農民

は、此の集會に於てのみ、必需品を調達することが出来た。農村のうちでも、富める地主階級の住む區域では、必らず商業を以て中心とする町があつた。町の商人は、同業者を以て、行、所及び會を組織した。それが支那に特異の發達を遂げた商人ギルドとしての同業組合である。商人ギルドは極めて嚴重な規約を結んだ。ギルドに加盟するためには、資本金に應じて入會金を納めなければならぬ。ギルド規約は、貨幣種別、度量衡賣買などを規定し、非加盟者に對しては、共同戦線を以て壓迫を加へる。加盟しなければ、營業を繼續することが出来ない。今日商人ギルドの代表的なものには、舊式金融業者の錢行、穀物商の糧行、質屋の當行などがある。

商人ギルドとしての「行」は、唐代までは、町に於ける同業商店の集中する地域の總稱であつた。茶行、魚行、布行などと、一個の町の中に、同業商店が相集つて一區を成し、之を「行」と呼んだのである。所謂「市」は、これ等の「行」が相集つてゐる一定の商業地域の總稱であつた。隨て總ての商取引は、一定の商業地域である市に於て行はれ、更に同業商店の集合する行に於てのみそれ〴〵の商品が、賣買されたのである。それが商業の發達と共に、在來の地域的制限を解消せしめて、市の隨所に同業商店が、開設されるに至つた。その結果、自然の地域制限を以て、同業者

の數を制限し、競争を排撃することが出来なくなつた。漸次新しい制度に依て、同業者の共通利益を確保することになつた。即ち廣く一個の市に於ける同業者の職業團結としての、商人ギルドを組成し、之を「行」と呼んだ。故に「行」の意義に變化がある。従來市の中の同業商店集合地域を總稱して行としたものが、新しく商人ギルドのことを行と稱するに至つた。「行」は、同業商店の集合地域の總稱から、同業者の職業團體を稱するに變つて來たのである。

そして従來の同業商店集合地域としての行には、區長があつた。此の區長は、官府に對しては、同業商店の非違を防止する責任を負ひ、區内に對しては、封建的な支配權を有つた。元來鄉村自治は、官府の任命を受けた地方官が、段々任地に居据はり、そこに一族の專制地域を設定したものが多く、行に於ける區長も、官府の任命せる所であつた。隨て區長の支配は、常に封建的であつた。ところが鄉村自治に於ける族長は、土地を所有し、直接間接に農業生産に従事してゐたのであるが、區長に至つては一個の官吏であつて、生産との關係がない。僅かに官府の任命を根據に、區民を支配するに過ぎなかつた。従來の行が崩壊して、新しく商人ギルドとなるに及びて、區長の支配權も解消して了つた。そして商人ギルドとしての行は、行頭を自ら推舉した。

商人ギルドは、財神の祭祀供養、共通利益の確保、官府への物品及び銀による納税、ギルド成員の非違に對する團體的矯正等を、悉く自ら處理し、完全なる職業自治を行ひ、郷村自治に於けると同様に、同業者の共存共榮に對する強き自制力を有し、外部からの干渉を絶対に拒否する。また異郷に活動する商人は、その地の「行」の壓迫に對抗して「帮」を結んだのである。

手工業も亦、作業の種別に依て、ギルドを結成した。衣服業及び綿布業に従事する手工業者の軒轅宮、大工及び瓦工の魯般殿、裁縫工の白衣閣など、宮、殿、閣等の稱呼を以て、各手工業ギルドを組成した。そして手工業ギルドに於ても、同職の共存共榮を目的とする嚴重なる規約を結んだ。農村の手工業者が、市に出て作業する場合は、必らず市のギルドに加盟せなければならぬ。また手工業は、一定の技能を必要とするので、徒弟として一定年限を親方の許で働かなければならぬ。此の年限を終り、技能を習得すれば、始めて「先生」となり、更にギルドに加盟して、「老板」となり一獨立營業主となることが出来る。手工業ギルドは、毎年一回集會を催して、演劇と飲酒に親睦を謀る。ギルド内の事務は、「執事」が擔當し、その執事はギルド成員の輪番又は選舉に依り、普通ギルド成員中の年長者を推舉する。

郷村自治は、共同の祖先を中心とする一族若くは數族の團結に依て行はれた。商人ギルド及び手工業者ギルドは職業の開祖を祭り開祖に對する崇拜に依て、堅く結び着けられた。それは宗法的家族制度に規制されたる職業的團結であつた。宗法的家族制度の下に於ける族長が、その成員に對して、絶對的支配權を有する如く、ギルドの長が、その成員に對する支配權は、絶對的であつた。また親を親とし、長を長とする宗法的家族制度の特質は、ギルドに於ても、年長者を徳とし、徒弟は親方に絶對服従した。更に郷村自治に於けると同じように、外部からの干渉を拒否し、新しい法律や命令に對して、何等の考慮も拂はなかつた。如何なる法律も命令も、傳統と習慣より成るギルドの規約を變更することを許されない。

傳統と習慣が、ギルドを活動せしむる力である。この力を與へられて始めてギルドを構成するため  
の便益と安福を享受することが出来る。即ち傳説と習慣は、乾燥した骨の如きギルドを、生々として活動させるところの力である。此の傳統と習慣が、支那に特異の發達を遂げるギルドを維持し存続せしめた。そして傳統と習慣の中心的重要さを有つものは、舜の五教に發する宗法的家族制度であつた。宗法的家族制度は、傳統と習慣に依て養成されたところの、宗教的熱意を以て支持されたのである。

昭和三十年七月十日  
百鈴和鳴之室主人

昭和七年十月二十七日印刷  
昭和七年十一月一日發行

支那の社會組織と  
家族制度  
定價金二十錢

東京市豊島區池袋三丁目千二百五十八番地

編輯兼 磯部 榮一

東京市芝區南佐久間町一丁目七番地  
印刷者 岩本 菊雄

東京市芝區南佐久間町一丁目七番地  
印刷所 研文社

發行所 東京市豊島區池袋三丁目千二百五十八番地  
亞研究會  
振替東京五八九二九番

不許  
複製

終